



発行 新潟県

第94号

平成29年12月8日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 1277 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の廃止届(福祉保健課)
- 1278 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1279 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1280 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出(水産課)
- 1281 保安林の指定予定(治山課)
- 1282 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1283 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 1284 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1285 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1286 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1287 公共測量の終了通知(監理課)

公 告

争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

監査委員公表

監査結果公表(監査委員事務局)

労働委員会公告

調停申請(労働委員会事務局総務課)

告 示

◎新潟県告示第1277号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年12月8日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏 名	名 称	所 在 地	廃止年月日
酒井 克敏	幸町保健整骨院	長岡市幸町3-8-9 吉沢ビル1F	平成29年11月9日

◎新潟県告示第1278号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成29年12月8日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
カワセミ薬局	糸魚川市南押上1丁目16-35	育成医療・更生医療	平成29年12月1日
アイランド薬局 糸魚川店	糸魚川市南寺町1-1-8	育成医療・更生医療	平成29年12月1日

◎新潟県告示第1279号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成29年12月8日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
クスリのアオキ藤巻薬局	上越市藤巻5番8号	精神通院医療	平成29年12月1日

◎新潟県告示第1280号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成29年12月8日から平成29年12月22日まで縦覧に供する。

平成29年12月8日

新潟県知事 米 山 隆 一

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償 法第113条第1 項の申出をする 漁業協同組合名 称	縦覧場所
五十嵐浜	清水 功	新潟県新潟市西区五十嵐3の町東17番30号	新潟漁業協同組合	新潟漁業協同組合五十嵐浜支所
	清水 金一	新潟県新潟市西区五十嵐1の町6406番地22		
	古俣 勝	新潟県新潟市西区五十嵐2の町8804番地1		
寺泊	石井 正門	新潟県長岡市寺泊野積4586番地	寺泊漁業協同組合	寺泊漁業協同組合
	青木 仁夫	新潟県長岡市寺泊野積9736番地		
	青木 英利	新潟県長岡市寺泊野積7366番地		
聖籠	小菅 三郎	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜1651番地1	聖籠町漁業協同組合	聖籠町漁業協同組合
	平野 勝男	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜1623番地3		

	曾我 哲也	新潟県北蒲原郡聖籠町大字網代浜 1611番地339	
--	-------	------------------------------	--

◎新潟県告示第1281号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成29年12月8日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県佐渡市北小浦字稗田の口100の1、100の2、102
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を平成29年12月1日認可した。

平成29年12月8日

新潟県柏崎地域振興局長

◎新潟県告示第1283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営栃尾吉水江地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月8日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成29年12月11日から平成30年1月12日まで
- 3 縦覧に供する場所
長岡市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
 - ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、長岡市及び燕市の一部を受益地域とする県営潟地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月8日

新潟県長岡地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年12月11日から平成30年1月12日まで

3 縦覧に供する場所

長岡市役所及び燕市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営川茂地区区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域総合整備「生産基盤型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月8日

新潟県佐渡地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年12月11日から平成30年1月12日まで

3 縦覧に供する場所

佐渡市役所及び佐渡市役所赤泊行政サービスセンター

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1286号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、妙高市の一部を受益地域とする県営川上地区農業用排水施設整備(中山間地域総合農地防災)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月8日

新潟県知事 米山 隆一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年12月11日から平成30年1月12日まで

3 縦覧に供する場所

妙高市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1287号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三条市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年12月8日

新潟県知事 米山 隆一

1 作業種類 公共測量(航空写真撮影)

- 2 作業期間 平成29年4月28日から平成29年10月31日まで
- 3 作業地域 三条市

公 告

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長山崎大輔から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年12月8日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 要求事項
人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求
- 2 期 間
平成29年12月9日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独にもしくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、体成分分析装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年12月8日

新潟県立リウマチセンター院長 中園 清

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
体成分分析装置 1式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成30年2月28日（水）
 - (4) 納入場所
新潟県立リウマチセンター
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-0054

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立リウマチセンター経営課

電話番号 0254-23-7751 内線2521

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成29年12月18日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年12月20日(水)午前10時00分

新潟県立リウマチセンター 2階 第1会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立リウマチセンターの交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、移動型X線透視撮影装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年12月8日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

移動型X線透視撮影装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年2月28日(水)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成29年12月21日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年12月22日(金)午前11時00分

新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、歯科用デジタルエックス線撮影装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年12月8日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

歯科用デジタルエックス線撮影装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年3月30日（金）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年12月18日（月）午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、気管支ビデオスコープについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年12月8日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

気管支ビデオスコープ 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年1月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年12月18日(月)午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

監査委員公表

監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年12月8日

新潟県監査委員 栗 山 和 廣

新潟県監査委員 石 井 修

新潟県監査委員 横 尾 幸 秀

新潟県監査委員 高 橋 猛

普通会計
(知事政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
政策課	平成29年8月22日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	適正と認めた。
秘書課	平成29年10月30日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	同 上
国際課	平成29年9月22日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	同 上
国際企画課	平成29年9月22日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	同 上

(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
法務文書課	平成29年10月23日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	適正と認めた。
大学・私学振興課	平成29年8月25日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	同 上
市町村課	平成29年10月17日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	同 上
情報政策課	平成29年9月20日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	(指摘事項) 物品の管理について、テレビ会議・テレラジオシステム2組を亡失していた。 物品の管理を徹底されたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
税務課	平成29年9月11日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
管財課	平成29年10月23日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項
総務事務センター	平成29年10月27日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	適正と認めた。

(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県民生活課	平成29年10月23日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項
消費者行政課	平成29年10月24日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
文化振興課	平成29年10月23日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項
県民スポーツ課	平成29年10月23日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	適正と認めた。
男女平等社会推進課	平成29年10月25日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

震災復興支援課	平成29年9月20日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
環境企画課	平成29年9月22日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
環境対策課	平成29年10月27日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
廃棄物対策課	平成29年10月25日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項

(防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
防災企画課	平成29年8月23日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
危機対策課	平成29年8月25日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
放射能対策課	平成29年9月22日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
消防課	平成29年9月11日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
原子力安全対策課	平成29年9月22日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
国保・福祉指導課	平成29年10月25日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
基幹病院整備室	平成29年10月20日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
医務薬事課	平成29年8月10日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
医師・看護職員確保対策課	平成29年9月21日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
高齢福祉保健課	平成29年10月24日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 補助金の交付に関する事項
生活衛生課	平成29年11月8日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(指摘事項) 新潟県食の安全・安心啓発ラジオ広報業務委託 について、本配当を受けた額を超えて委託契約を 締結し、不足額が本配当された後に支出負担行為 決議書を起票、決裁しているものがあつた。 財務規則に基づく適正な事務処理を行われた い。 (注意事項) 物品の管理に関する事項 保管金等の引継ぎに関する事項

障害福祉課	平成29年9月20日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	<p>(指摘事項) 新潟ふれ愛プラザ空調用自動制御盤改修工事に係る指名競争入札について、全ての入札参加者が入札時に工事費内訳書を提出しなかったため、本来当該入札を無効とすべきところ、有効として取り扱い、落札者を決定していた。 財務規則に基づいた適正な入札執行を行われたい。</p> <p>(注意事項) 収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項</p>
-------	------------	--------	-------------------------	---

(産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
産業立地課	平成29年10月16日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
職業能力開発課	平成29年8月23日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	適正と認めた。
観光局交流企画課	平成29年8月8日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
経営普及課	平成29年8月10日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	<p>(指摘事項) 1 林業改善資金貸付事業収入について、決算日現在、過年度調定分34件55,356,042円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 2 農林水産費貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分1件1,787,473円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>(注意事項) 歳入の収納に関する事項</p>
水産課	平成29年11月2日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	適正と認めた。
漁港課	平成29年10月20日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	同 上
林政課	平成29年10月20日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	同 上
治山課	平成29年10月16日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	同 上

(農地部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農地計画課	平成29年8月23日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	適正と認めた。
農地建設課	平成29年9月13日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	同 上

農村環境課	平成29年9月21日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
-------	------------	--------	-----------------------------	---------

(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
技術管理課	平成29年9月20日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
用地・土地利用課	平成29年10月4日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
道路管理課	平成29年10月16日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(指摘事項) 一般県道水原亀田線横雲橋修繕に関する協定の締結について、地域振興局長に委任されるべきところ、道路管理課長専決で処理していた。財務規則に基づいた事務手続を行われたい。
道路建設課	平成29年10月23日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
河川管理課	平成29年9月20日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
河川整備課	平成29年10月4日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
砂防課	平成29年10月16日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
都市局都市政策課	平成29年10月25日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
都市局都市整備課	平成29年10月6日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
都市局建築住宅課	平成29年11月10日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(指摘事項) 行政財産(自転車小屋)について、用途廃止の手続を行わずに処分していたものがあった。公有財産事務取扱規則に基づいた事務手続を行われたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
都市局下水道課	平成29年10月17日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
都市局営繕課	平成29年10月25日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
流域下水道事務所	平成29年10月27日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	同 上

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	平成29年9月25日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	平成29年10月13日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	(指摘事項) 関係機関等に個人情報を含む蜜蜂飼育計画を郵送する際に、誤って個人情報の提供を承諾しない4名分についても送付したものがあつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 (注意事項) 交通事故に関する事項
農村整備部	平成29年10月13日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 交通事故に関する事項
地域整備部	平成29年9月29日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 県有財産の管理に関する事項 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県税部	平成29年8月23日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	(指摘事項) 自動車税の納税関係書類について、誤って別の納税者に送付したものがあつた。 また、法人県民税・事業税・地方法人特別税の確定申告書について、誤って紛失したものがあつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
新津地域整備部	平成29年10月27日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 交通事故に関する事項

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	平成29年9月25日	平成28年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	(注意事項) 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項

地域整備部	平成29年 9月14日	平成28年度	平成28年 4月1日から 平成29年 3月31日まで	<p>(指摘事項)</p> <p>1 平成26年度及び平成28年度に行われた公共工事の土地取得のための戸籍簿等の公用請求において、職員及び嘱託員が、県の事業のためと偽り、私的な目的で戸籍関係書類及び住民票の写し計323件を市区町村から不正に取得していた。また、平成28年11月、同職員が親族に係る相続放棄申述受理証明書を家庭裁判所に対し、公用で請求していたものがあった。 戸籍簿等の公用請求手続の中で不正な請求が行われ、これを発見し防止できなかったことは、県行政に対する県民の信頼を大きく損なう極めて憂慮すべき事態である。 再発防止のため管理監督者による業務管理を徹底するとともに、内部牽制が機能するよう適正な事務処理を行い、県民の信頼回復に取り組みられたい。</p> <p>2 関係機関に送信する登記関係書類について、誤って別の個人宅にファクシミリで送信したものがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項 物品の管理に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項</p>
-------	-------------	--------	-------------------------------	---

(長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県税部	平成29年 8月25日	平成28年度	平成28年 4月1日から 平成29年 3月31日まで	<p>(指摘事項)</p> <p>インターネット公売に係る落札決定者あてのメールについて、誤って別の物件の落札者に送信したものがあった。 また、納税関係書類について、誤って別人宅の郵便受けに投函したものがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p>
農林振興部	平成29年 9月29日	平成28年度	平成28年 4月1日から 平成29年 3月31日まで	<p>(注意事項)</p> <p>収入事務手続に関する事項 支出事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項 交通事故に関する事項 補助事業の取扱いに関する事項</p>
地域整備部	平成29年 8月10日	平成28年度	平成28年 4月1日から 平成29年 3月31日まで	<p>(指摘事項)</p> <p>一級河川塩谷川助成事業 築堤・護岸(上流工区その11)工事について、設計変更で追加した水位観測業務の費用を見積により計上しているが、受注者に他者の見積書を徴取させていた。 設計積算に係る見積徴取に当たっては、公正性及び透明性の確保に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>収入事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項</p>

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	平成29年 9月13日	平成28年度	平成28年 4月1日から 平成29年 3月31日まで	適正と認めた。

地域整備部	平成29年10月27日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項
-------	-------------	--------	-----------------------------	---

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	平成29年9月26日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	平成29年10月25日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項

(上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県税部	平成29年8月25日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	平成29年10月16日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項 補助事業の取扱いに関する事項

(議会事務局・各種委員会)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
議会事務局	平成29年10月17日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
人事委員会事務局	平成29年11月16日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
監査委員事務局	平成29年11月16日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
労働委員会事務局	平成29年11月16日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	同 上

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
総務課	平成29年9月12日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
生涯学習推進課	平成29年9月12日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
文化行政課	平成29年11月16日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 交通事故の報告に関する事項
保健体育課	平成29年9月22日	平成28年度	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

労働委員会公告

調停申請について（公告）

平成29年11月29日、新潟県厚生連労働組合から、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第18条第3号の規定による調停申請があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第7条第2項及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第77条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年12月8日

新潟県労働委員会

会 長 兒 玉 武 雄

- 1 関係当事者
 組合側 新潟県厚生連労働組合
 使用者側 新潟県厚生農業協同組合連合会
- 2 関係公益事業 労働関係調整法第8条第1項第4号に規定する医療の事業
- 3 調停申請事項 年末手当